

中野区教育委員会会議録

令和3年第16回定例会

令和3年6月11日

中野区教育委員会

令和3年第16回中野区教育委員会定例会

○日時

令和3年6月11日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時44分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

子ども教育施設課長 塚本 剛史

基本構想担当課長 永見 英光

児童相談所設置調整担当課長 半田 浩之

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 報告事項

(1) 事務局報告

- ①令和3年度教育に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会の設置について
(子ども・教育政策課)
- ②中野区基本計画(改定素案)について(企画課)
- ③子ども・若者支援センター等複合施設の愛称について(児童福祉課)
- ④児童相談所の設置について(児童福祉課)

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第 16 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は村杉委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

なお、本日は事務局報告の 2 番目に関しまして、基本構想担当課長の永見課長にご出席をいただいております。ご承知おきください。よろしくお願いいたします。

日程に入ります。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について事務局から報告する事項は特にございませんが、各委員から活動報告がございましたら、お願いいたします。

岡本委員

フェイスブックで拝見したのですけれども、熊本市で体罰・暴言等に関するアンケートというのが実施されたそうです。もともと体罰等審議会というのを設けていらして、相談があった場合にその都度審議されているそうなのですけれども、相談がない場合もあるのではないかという問題提起から、全保護者に向けてアンケートを実施されたそうです。

結果は、自分の子どもが体罰・暴言等の被害に遭ったという回答は全保護者のうち 2% あった。ほかの家庭の子どもが被害に遭ったのを見たという回答も 2% あったそうです。ただ、その 2% の中でそれを学校や教育委員会に届け出たという人は 27%。届け出なかったという人が 73% いたそうなのですね。届け出なかった理由として、相談しても無駄だと思ったとか、訴えた後のことが心配だった、子どもに止められたという回答もあったそうです。実際に相談がなくても人権が守られていないと受け止めている保護者はいたという結果だそうで、後の基本計画の話にもつながると思うのですけれども、児童の権利と考えたときに、子どもの権利が守られているのかという状況把握をまずしていくことが中野区でも大事なのではないのかなと思いました。

以上です。

入野教育長

本区におきましても、体罰等に関わるものについても、併せて調査はしておりますので、その中から上がってくるものもあるという状況ではございます。

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは私のほうから、4日の午後、中野東中学校の隣にできます複合施設を見学してまいりました。今回名称が決まったということで、後で報告があると思います。子ども・若者支援センターと区立図書館と区の教育センターの部分を、まだ何も中身がないのですが、できましたので見学、視察してまいりました。教育センターにおきましては、研究、研修それから教育相談機能、さらにはカリキュラムサポート等の機能をこれから充実していこうと考えておまして、その中のものについても今後検討を進めてまいりたいと思います。必要があればこれからまた報告していきたいと思います。

新しい施設は明るいですし、大変しっかりした施設だなという印象を持ちました。

以上でございます。

その他発言がございませんでしたら、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「令和3年度教育に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会の設置について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、令和3年度教育に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会の設置につきましてご報告を申し上げます。

この教育事務の点検・評価の実施につきましては、4月30日の教育委員会において報告をさせていただいておまして、その際、外部評価委員会の設置についてもお示しをしておりました。このたび、詳細が確定いたしましたので、ご報告するものでございます。

1、外部評価委員の方でございます。

和泉徹彦氏、小松郁夫氏、小宮山郁子氏の3名でございます。委員の方の肩書等はお読み取りください。

2、外部評価委員会の日程の予定でございます。

7月28日の水曜日午後第1回の評価委員会を開催いたしまして、その後8月31日火曜日の午後、10月14日木曜日の午後の3回の評価委員会の後、第4回、日程はまだ未定でございますが、教育委員の皆様と外部評価委員の皆様による意見交換会を予定しております。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

報告ありがとうございました。この3名の先生方は、昨年もとても丁寧に評価して、点検していただいて、また的確な評価をいただいたと思っています。ただ、今後ですけれども新しい視点での評価ということも必要になってくるのかなという気もしますけれども、こういう委員の先生方というのは、何年間かごとに変わるとかというのがあるのでしょうか。その辺を教えていただければと思います。

子ども・教育政策課長

委員の方につきましては、この外部点検評価を始めたときに、3年程度を目途ということで考えてございました。和泉氏、それから小松氏につきましては、3回委員をお願いしておりまして、小宮山氏は2回既にお願ひしているということで、一定の継続をしているところでございます。

今回につきましても、委員の方を別の方という検討もしたところではございますが、昨年度新型コロナウイルスの影響があったということがまだ引き続いていくということと、それからこの評価・点検自体のあり方といったものもいろいろなご意見を踏まえて、今後検討していく必要があるかなと思ったものですから、そういった意味で今回につきましては継続するという判断に至っております。

伊藤委員

今、ご説明もありましたけれども、継続していただくことの意味としては、外部評価についての評価と言ったらちょっと変かもしれませんが、本当にこれを続けていた中で、さらに外部評価のシステムそのものをこうしたらいいのではないかというご提言もいただけるということが大きいかなと思いますので、ぜひ今回もそういったことも含めてたくさんのご助言をいただけるようにしていただけるといいなと思いました。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がございませんので、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の2番目「中野区基本計画（改定素案）について」の報告をお願いいたします。

基本構想担当課長

それでは、「中野区基本計画（改定素案）について」ご報告をさせていただきます。

3月の教育委員会において、素案ということで報告をさせていただきましたが、区民の皆様や議会からの意見も踏まえて、一部見直しを行って改定素案という形で作成をいたしましたので、ご報告をするものでございます。

まず1番、素案に関する意見交換会等の実施結果についてでございます。

意見交換会につきましては、6回実施をいたしまして、延べ148名の方にご参加をいただいております。また、電子メール等で寄せられた意見については37件。関係団体等からの意見といたしましては、66団体からご意見をいただいております。

(4)素案に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方につきまして、別紙1のとおりまとめております。

区民の方からのご意見、その趣旨を踏まえまして区として検討を行った結果、計画の記述を見直したものです。子どもの領域については2点ございます。別紙1の資料の6ページをごらんいただけますでしょうか。43番、「子ども最善の利益を考え」の、記述を見直してございます。

それから7ページの50番、「インクルーシブ教育」に関する記載で、こちらにも意見の趣旨を踏まえて記述を見直してございます。

その他の意見については、お読み取りをいただければと思います。

続いて2番の改定素案についてでございます。

(1)の構成につきましては、全体で6章から成り立っております、参考資料も二つ、ついてございます。今回改定素案に当たりまして、「第3章 計画の体系」を追加してございます。20の政策、56の施策から計画は成り立っているわけですが、その体系図。またSDGsの17のゴールと20の政策の体系について、第3章という形で挿入をしているという変更をしております。

それから、(2)の素案から改定素案への主な変更点につきましては、別紙2のとおりま

とめてございます。こちら子どもの領域に関して主なものについてご紹介したいと思っておりますので、別紙3の本冊と併せてごらんいただければと思います。

まず初めに113ページをごらんいただければと思います。113ページの一番上の施策の方向性に、先ほどの区民の方からのご意見を踏まえまして、子どもの最善の利益を考えるとといったあの表現について、追記をしているものでございます。

それから134ページをごらんいただけますでしょうか。こちら一番上の施策の方向性といったところについて、インクルーシブ教育のより一層の充実を図りますということで区民の方の意見を踏まえた修正をさせていただきます。

続きまして142ページをごらんいただけますでしょうか。事業の展開の上から三つ目、区立小中学校のICT環境整備というところで、事業の後期のほうの展開に、1人1台の端末を活用した教育活動等について、追記をさせていただきます。

続きまして146ページをごらんいただけますでしょうか。こちら事業の展開というところで、児童館における子育て活用支援事業の前期の書込みを追記しております。子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能の強化ということで、こういった機能の強化を前期に行うということで追記をさせていただきます。関連いたしまして、162ページの下の方、主な取組の①「子どもの遊び・体験の場の確保」というところで、こちらにつきましても、ネットワーク支援機能ということで、児童館運営の一環として記載をさせていただきます。

それから、紹介としては最後になりますけれども166ページをごらんいただけますでしょうか。若者に関する施策なのですけれども、現状と課題の一番下の丸でございませう。若者の定義ということで、中学生からおおむね39歳までの者ということで追記をさせていただきます。

そのほかの修正についてお読み取りいただければと思います。

それでは初めの資料にお戻りをいただけますでしょうか。

3番の意見交換会等の実施についてでございます。6月の下旬に改めて3回の意見交換会を実施いたします。また、関係団体等からの意見聴取、区民の皆様からの意見募集、区報やホームページにおける周知ということで、記載のとおり実施をいたします。

4番、今後のスケジュール予定でございます。今回の改定素案の作成に伴いまして、当初の策定時期の8月から、10月の策定ということで変更してございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまのご報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

膨大なまとめ、ありがとうございます。一番最初に区民の方から意見が出た、子どもの最善の利益ということ今回組み込んだということでしたけれども、一番最初のところの施策に入ったということでもとてもいいことかなと感じたのですけれども、子どもの最善の利益と、ずっと入ってくるのですけれど、なかなか具体的にどういったことをというイメージが湧きにくいのですけれども、行政としてどんなことをイメージしてこの方向性を立てたのか、その辺のことを教えていただければ。

基本構想担当課長

こちらにつきましては、子どもの権利擁護に係る条例の制定ということで、この同じ施策の主な取組の①でも予定をしてございますが、子どもの育ちを地域全体で支えるとともに全ての人が子どもの権利を理解して、それぞれの生活活動の中に子どもの権利の視点を取り入れられている状態を目指すということで、条例の制定を目指しているものでございますので、そういった趣旨を捉えて子どもの最善の利益ということで考えております。

田中委員

条例をつくるということではなくて、それに向かっていろいろ考えていこうという趣旨と捉えていいのですか。

基本構想担当課長

条例の制定ということも、もちろんございます。そこに向けた審議会等の検討もございますし、その後様々な施策に生かしていくということについても取り組んでいきたいと考えております。

岡本委員

今の田中委員の質問に関連してなのですけれども、私も子どもの最善の利益のところは気になりました。子どもの権利として四つ挙げられていますけれども、現状と課題のところ、子どもの参加する権利については触れられていないのかなと。虐待とか、基本的な命に関わるところはあるのですけれども、四つのうちの参加する権利については、多分現状が把握できていないのだろうなと思いました。主な取組の3点目で、子どもが意見を表明する機会の提供という取組が挙げられていますよね。こちらがそこに当たるのだと思うのですけれども、今後条例に当たっては、ぜひこの四つを満遍なく網羅していただきたい

など思っています。

例えば子どもの参加する権利と、議会に参加する取組など他の自治体とかであると思うのですけれども、こういう打ち上げ花火的なものではなくて、日常の学校で子どもが参加する権利が守られているかのほうが私は大事だと思います。子どもが一方的に学校のルールとか明文化されていないモラルを押しつけられていないかとか、参加するプロセスがあるのかないかとか、形だけのプロセスになっていないかとか、このあたりも、さっき体罰のアンケートと言いましたけれども、子どもが学校で参加する権利が、守られているか、児童の権利が守られているかという現状の把握が今後なされていくといいのかなと思いました。

関連すると思うのですけれども、166 ページの施策 26 で「ハイティーン会議を見直す」とありますよね。ここも実は関連するのかなと思いました。現状どうされているのかは、詳細は承知していませんのですけれども、ハイティーン会議を拡充する際に、各学校との連携というのもぜひ検討いただければいいのかなと思います。ハイティーン会議はハイティーン会議でやって、学校は学校で別物だよだと、区全体の子どもの権利を守ったことにはつながらないのかなと思いました。

以上です。

入野教育長

ハイティーン会議は教育委員会としては所管外ですけど、説明をしてもらってもいいですか。

参事（子ども家庭支援担当）

今の岡本委員のご質問でハイティーン会議のところ、167 ページのところかと思いますがけれども、今年度は短期間の、集中でのハイティーン会議の開催を予定しております。今まで通年で複数回開催していたため、かなり負担が大きかったということで、参加者の方が少なかったです。当然開催に当たりましては、区立の全中学校の生徒の皆さんにチラシをお配りして参加をお願いしていたところなのですが、やはり公立中学校の生徒の皆さんはお忙しいので、なかなか参加者が数多く望めなかったところがございます。

今年度は夏休みを中心とした、3 カ月間ぐらいで集中的に活動していただきまして、その中で生徒の皆さんのご意見を生かしながら、中高生中心ですけれども、いろいろな意見が地域にも還元できるような、また今の若者たち、その世代の若者たちの様々な関心事というものも探りながら、学校とも連携を当然深めていきながらですけれども、していき

いなど今、進めております。

伊藤委員

一つは、今のハイティーン会議も多分、岡本委員が言われたことはされていると思うのですが、例えば学校で生徒会活動とか各学級のほうからも意見が出て、生徒会でまとめてそれがハイティーン会議にもいくとか、全ての子が関わるような仕組みづくりということを提案されたのかなと思いますので、そういった仕掛けというか、仕組みづくりもまた考えていただける機会があるといいのかなと思いました。よろしくお願いします。

あともう1点なのですが、117ページのところで、「不登校児童・生徒への柔軟な支援」ということがあるのですが、不登校ですとか不登校以外でも、やはり学校の中の相談の窓口は担任の先生及び全ての学校にいるスクールカウンセラーだと思うのですね。ここ、スクールカウンセラーという言葉が抜けているのですが、本区ではスクールカウンセラーは、区としての雇用という形での増員などはされていませんが、研修会ですとか様々な形でスクールカウンセラーの活用について、区が関わっていくということは当然あると思いますし、不登校その他学校生活への支援者として、スクールカウンセラーというのが抜けているのはちょっと不自然な感じがしたものですから、ぜひ入れていただけないかと思いました。

以上です。

基本構想担当課長

こちらは例示という形で、全て載せているわけではございませんけれども、ご意見を踏まえて記載についてまた検討を深めたいと思います。

村杉委員

同じ箇所の話なのですが、「先生、最近子どもが学校に行けていないのです」とか、そういう相談を受けることもありますので、やはりこの文章の中にかかりつけ医ですとか、医療機関ですとか、そういうことを入れていただくことを検討いただければと思います。

基本構想担当課長

そちらの意見も併せて表現について検討させていただきたいと思います。

田中委員

今の発言に関連してですが、私たち歯科医師のところも子どもたち、親子と一緒に定期的に来院する中で、そういった予兆を感じるということのも多々あるので、そういった医療機関、かかりつけ医ということはぜひ検討していただければと思います。

岡本委員

教えていただきたいのですけれども、最近ヤングケアラーの子どもの存在が話題になっていると思います。どこかでその支援の必要性について、盛り込まれているのかいないのか。もしもまだ盛り込まれていないのであれば、間に合うのなら、ぜひどこかに入れていただきたいのですけれども。

参事（子ども家庭支援担当）

ヤングケアラーの関係につきましては、喫緊で早期に対応が必要な課題だと区としては認識しております。大きくは、やはり貧困対策に係る計画であったり、施策の中にも含められるかなと思ってございまして、それですと総合的な子どもの貧困対策の展開というところでは120ページのほうにあります。

また、いわゆる包括的な言い方になってございますが、個々の事業を検討していく中では、当然取り組んで、学校とも連携しながら対応していく課題であるという認識がございまして、それにつきましてはきちんと受け止めて進めてまいりたいと考えてございます。

伊藤委員

先ほど言い忘れましたけれども、全体としてとてもわかりやすいものになって本当によかったなと思っています。ありがとうございます。

今のお話も含めて思うのですけれども、これはちょっと難しいかなとは思いますが、今後は、例えば先ほど不登校のところも、不登校ということだけをクローズアップしてしまふのではなくて、不登校初め様々な困難、ヤングケアラーの問題も含めて、学校生活、ご本人が十全に学校なり何なり必要な場で成長していけるような環境について、ハンディを抱えている、困難を抱えている方への支援という形で、何か包括的な表現もしていただけるといいのかなと思いました。ただもちろんこれは施策ですので、具体的なことが必要だと思しますので、今後の表現として考えました。

あともう1点、135ページのところなのですが、私の見落としとか考え違いもあるかもしれないのですけれども、保護者と学校生活支援シートを作成すると書いてあるのですが、実態としてはそうかもしれませんけれども、考え方としてはご本人、子どもさん自身が支援を望んでいるのかどうか、どういったことを社会的な障壁、差別の解消という観点からも、ご本人がどういうことを社会的な障壁と考えていらっしゃるかというところが一つのポイントになっていると思いますので、その辺のことが誤解のないようにというか、

理念がきちんと表現されるようなことがあると、もっといいのかなと思いました。

以上です。

入野教育長

恐らく実態としては、子どもたちも一緒に話はしていると思います。

田中委員

一つ教えてほしいことなのですが、区民の方の意見で、児童館とキッズ・プラザのことが質問で出ていましたけれども、162 ページと 163 ページですか、「子どもの遊び・体験の場の確保」と「放課後の児童の居場所の確保」という部分のことかなと思ったのですが、今このキッズ・プラザというのは、現時点ではどれぐらいの設置状況なのでしょう。また、国の取組として、中野区でいうキッズ・プラザと学童クラブを小学校で一体的にということがいわれていますけれども、その辺、この中に盛り込まれている部分なのでしょうか。

参事（子ども家庭支援担当）

文部科学省のほうで、子どもの安全・安心な居場所を学校内にということで、キッズ・プラザを整備していくと。当区といたしましては、まず従来の学校の中でスペースがあれば、そこにキッズ・プラザをつくっていく。その確保が難しい場合は、いわゆる改築に際して、統合校であるとかそういう形でキッズ・プラザをつくっておきまして、併せて併設の学童クラブを設置していくということで、平成 20 年度ぐらいから整備を始めておりまして、現在 12 の小学校にキッズ・プラザと併設の学童クラブがあるという状況でございます。将来的には全小学校での配置を目指して、今後開設していく予定でございます。

田中委員

国は各小学校でなるべく一体的に運営するのが望ましいということと併せて、児童館でのそういった活動と、うまく連携するといういい例もあるということが出ていましたけれど、その辺は中野区としては今後どういう方向を目指しているのか。

参事（子ども家庭支援担当）

今、田中委員がおっしゃったように、まず全小学校に放課後の子どもの居場所としての、中野区でいうキッズ・プラザを整備して、併せて、できれば学童クラブも併設というのを、8 割程度を目指すということで、文部科学省のほうで方向性が出ているかなと考えてございます。

児童館は、今後区としては各中学校区に 1 館は、様々ネットワークの支援機能ですとか

団体の活動場所でありますとか、子どもの見守りなどを強化した機能として、連携した形で進めていきたいと思っておりますので、その地域全体の中で子どもたちを連携しながら、見守り支え合っていくような場所として進めていきたいと考えてございます。

田中委員

今、説明いただいたことは、この中に盛り込まれているという、込められたということで理解していいのですか。

参事（子ども家庭支援担当）

はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

岡本委員

136 ページの施策 18 なのですが、「特色ある学校づくり」とあります。もともと文部科学省が言い出したオフィシャルな言葉だと思うのですがけれども、なかなか正直、手あかがついたと言うと言い過ぎかもしれないですが、「それで」みたいな、実効性が伴わない言葉になってしまっているのではないかなと思います。

また、特色あると言われるとどうしても目立ったりほかと違う、人目を引くようなものをすればいいと思ってしまいがち。当事者もですし、周りから見ても何も特色がないなと、そう見てしまいがちなのかなという印象があります。本来は自校の子どもの実態にに応じてという意味だと思うのですが、そういう意図がうまく伝わらない言葉なのかなと。そういう意味ではこの機会でなくてもいいのですが、今後、中野区らしい新しい言葉で学校づくりのことをくくるような言葉ができてもいいのかなと思いました。各学校が他校と比べる必要なんなくて、自校の環境の中で目の前の子どもたちに何が必要かなというのを、その学校の先生たちが安心して追求できるようなことが何かできるのかなと感じました。

以上です。

入野教育長

基本的には、中野区は岡本委員のお話のとおり、特色ある学校づくりとか教育とかと言われ始めたときから、委員のご指摘のような方向性でずっと取り組んでおりまして、特別なことをやるということではないということに取り組んでできております。さらに、これから、ここにはございませんけれども、地域と連携をさらに強化をする取組も進めてまいりますので、その中で地域の方々とともに考えていくことになるかなと思っております。

伊藤委員

あえてこの場で言うことでもないかもしれませんが、今のお話の関連でしたら、137ページの施策の方向性のところに、子どもや地域の現状課題を踏まえた学校ごとの特色ある教育と、今、教育長が言われたような方向性が明記されているのかなと思っていて。ただ確かに、あえて特色あるところというところに書かなくても学校ごとの工夫があるとか、「工夫」とか、そういう言葉にしてももしかしたらいいのかもしれないなと思いました。以上です。

入野教育長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見がございませんので、本報告は終了いたします。

ここで基本構想担当課長はご退席ください。ありがとうございます。

(基本構想担当課長 退席)

入野教育長

次に、事務局報告の3番目「子ども・若者支援センター等複合施設の愛称について」です。本日は本件及び事務局報告4番目に関連しまして、児童相談所設置調整担当課長の半田課長にご出席をいただいております。それではご報告をお願いいたします。

児童相談所設置調整担当課長

それでは、子ども・若者支援センター等複合施設の愛称につきまして、資料に沿ってご報告申し上げます。

子ども・若者支援センター等複合施設につきましては、広く区民から親しみやすい施設とするため、令和3年4月5日から5月7日まで愛称を募集いたしました。ご応募いただいた244件につきまして区内部で選定委員会を開催した結果、愛称を「みらいステップなかの」に決定いたしました。今後、区ホームページ及び区報6月20日号で公表いたします。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

どういうすてきな名前になるのかなと思って楽しみにしておりました。施設の機能もわかるとてもよいお名前で、すてきだなと思いました。ありがとうございます。

岡本委員

私も親しみやすい名前だなと思うのですけれども、念のためといいますか、どうしてこの名前になったのかとか、「みらいステップなかの」というのはどういう意味合いなのかというものがあれば教えていただければと思います。

児童相談所設置調整担当課長

今回の「みらいステップ」につきましては、公募ということでご応募いただいた方の、いただいた意味と理由につきましてはですけれども、まず建物のほうが階段状になっていることで、そこからのイメージで、ステップで、階段ということでいただいております。

また様々な悩みを抱えた方ですとか、相談をしたい方を初めとした来館者の方への未来の階段、ステップになればいいという思いで、このお名前でご応募いただいたということでございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の4番目「児童相談所の設置について」の報告をお願いいたします。

児童相談所設置調整担当課長

それでは児童相談所の設置につきまして、資料に沿ってご報告申し上げます。

1、設置予定日でございます。区児童相談所の設置日につきましては、一時保護所の工事が遅れたことによりまして、これまで令和4年4月以降としておりましたが、工事が令和4年2月竣工の見込みとなったことから、設置日を令和4年4月1日とすることといたしました。

2、児童相談所設置に向けた計画書（案）でございます。恐れ入りますが、計画書（案）の6ページのほうをごらんいただければと思います。

本計画書（案）につきましては、児童福祉法第59条の4第1項に基づく「児童相談所を設置する市」として、児童相談所を設置するに当たっての基本的な考え方、設置・運営に関する方針、準備状況等をまとめたものでございます。これまで庁内における検討及び東京都福祉保健局との4回の協議を経て策定いたしました。

区児童相談所の運営基本方針は7ページにあるとおりでございます。子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、計画書の10ページ、11ページのほうをごらんください。児童相談所の組

織体制についてでございます。管理係、一時保護係、相談係、支援係、心理係を設置し、必要な人員体制を構築してまいります。なお、12 ページにありますとおり、児童福祉司につきましては 25 名、児童心理司につきましては 13 名を配置する計画でございます。

続きまして、16 ページ以降が相談援助活動に関する記述となります。関係機関と連携し、虐待の未然防止に取り組むと同時に、虐待通告に対する迅速かつ一貫した対応を行ってまいります。そのほか児童相談所システム、施設概要、一時保護所、社会的養護、自治体間の広域調整、児童相談所設置までのスケジュール、児童相談所設置市事務につきましては後ほどごらんいただければと思います。

恐れ入りますが、報告資料のほうにお戻りいただければと思います。

3、政令指定要請。

4、今後の予定でございます。児童相談所を設置するため児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項に基づく政令で定める市の指定につきまして、6 月 17 日に厚生労働省に要請を行う予定でございます。政令公布後、第 4 回定例会にて児童相談所設置関連条例案を提出させていただいた後、令和 4 年 4 月 1 日に児童相談所を設置する予定でございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

村杉委員

医師会のほうも一時保護所に定期的に伺う健診医ですとか、児相が設置されたことによるいろいろな療育手帳ですとか、その交付に関する医師の派遣について、今まさに検討しているところでございます。

一時保護所で生活する子どもたちが、少しでも安心して健康に過ごせるように努めてまいりたいと思いますが、歯科医師会のほうにも、歯科のお口の中のほうもとても大切なことで、やはり依頼がいつているそうです。よろしくお願いいたします。

伊藤委員

大変なお仕事をありがとうございます。区に児童相談所ができるということは初めてのことなので、本当にこれからいろいろなことがあるのではないかなと思いますので、準備も含めてご尽力いただけてありがたいなと思っています。

その中で 2 点あります。一つは、この人員ですね。人員とスーパーバイザーも含めて確保していただいてよかったなと思うのですが、実際には相談というのは目に見えない部

分、あるいは時間に換算できない部分というものもたくさんあって、人数は恐らく、児童福祉司 15 名、児童心理司 10 名とあって、25 名も多いと思うかもしれませんが、それだと足りないかもしれないと思うような大変さがあるのではないかなと思いますので、また追々、実態に応じて増員ですとかそういったこともお考えいただけるように、法的な定めはあると思うのですけれども、いろいろと工夫をしていただけるといいのかなと思います。それが 1 点です。

あともう一つこれはご質問というか、今さら気づいただけなのですけれども、瑣末なことで申し訳ないのですけれども、33 ページのところで、プレイルームは行動観察ができるよう整備するとなっているのですが、恐らく児童相談所は相談機能も。そんな長期的な相談は受けられないかもしれませんが、相談機能もあられて相談室ということにもなっていると思うのです。最初のところにも教育相談、就学相談等々があるということで、プレイルームも行動観察だけではなくて、プレイセラピー的な相談に用いられるということもあるのではないかなと思ったのですけれども。プレイルームは行動観察のみということなのでしょうか。

児童相談所設置調整担当課長

ご指摘の 1 点目の人員の体制につきましては、現在虐待通告につきましては、全国的に中野区も含めて残念ながら通告件数が増えている状況がございますので、そういった増加にも対応できるような形で人員体制が整備できるように、今後、区全体で検討してまいりたいと考えてございます。

2 点目、33 ページのプレイルームのところでございますけれども、委員ご指摘のとおりプレイルームにつきましては、行動観察とともに相談室としても利用していく予定でございます。こちらの記述につきましては、若干誤解を生むところがありますけれども、実際の用途といたしましては、他の児童相談所同様に行動観察と併せて、相談等も、相談室としても使用していきますので、このあたりにつきましては、これはあくまで計画書でございますけれども、今後の表現につきましては、検討してまいりたいと考えてございます。

伊藤委員

プレイルームというのは本当に様々で、そのプレイルームのクオリティといいますか、適切によく準備されたプレイルームはすごく効果的なものだと思いますので、相談にも十分用いられて効果を挙げられるようなすてきなプレイルームができることを期待しております。よろしく願いいたします。

田中委員

今の人員のことに関連してですけれども、ここに3万人当たり11名が基礎になっているということが書いてありますけれども、今まで中野区になかったこういった施設が中野区にできることで、逆に今までなかなか支援できなかった、ごく初期の子とか、そういった子どもたちもむしろここでいろいろ支援してあげられるというのが、各区にできる大きなメリットだと思うので、そういう意味では今まで以上に取扱いの件数というのが増えるのではないのかなと私は思うのですけれども、その辺はどんなふうを考えていらっしゃるか、教えてください。

児童相談所設置調整担当課長

まずこちらの計算式につきましては、厚生労働省で定められているものになりますけれども、ここに書いてあります相談対応件数につきましては、今現在東京都の杉並児童相談所のほうで受理しております虐待通告と合わせて、中野区の子ども家庭支援センターで受理している虐待通告も合わせての数字ということになります。

中野区の場合には、今回児童相談所等子ども家庭支援センターを一体で運営するという計画で進めてございますので、これまで子ども家庭支援センターにおきましては、様々な関係機関と協力しながら虐待対応を進めてきたところでございますけれども、今後は児童相談所も含めて、一貫して迅速な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

田中委員

よろしく申し上げます。

入野教育長

他にご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本報告は終了いたします。ありがとうございました。

最後に事務局から次回開催についてご報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は6月18日金曜日10時から当教育委員会室にて開催いたします。

以上でございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第16回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 10 時 44 分閉会